

# 日本語指導が必要な児童生徒に対する 「特別の教育課程」の在り方等について

文部科学省 初等中等教育局  
国際教育課

# 1. 確認課題① 公立学校において教育課程の中で行う日本語指導の目的について

【論点】・教育課程の中で日本語指導を行う場合、どういう指導を目的とするのか。

児童生徒の受入れ 生活・学習状況・適応状況等の把握

日本語指導については  
特別の配慮は必要ない

日本語指導が必要である

(別教室等において)  
日本語能力に応じた特別の指導を行う

「取り出し」指導により日本語指導を行う

(在籍学級において)  
通常の教育課程により指導を行う

「入り込み」指導により支援を行う

担任・教科担当等授業者による配慮を行う

○通常の教育課程による指導だけでなく、児童生徒の日本語能力に応じた特別の指導(日本語指導)が必要な場合、「特別の教育課程」を編成して指導を行う。

・「特別の教育課程」を編成するにあたっては、日本語指導の目的として

①日本語能力の向上 (学校生活に適應するための日本語能力も含む。)

②在籍学級において日本語で各教科等の学習活動に参加できる能力の養成を念頭においた、**指導計画を作成**すること。

・授業時数の1単位時間が学校教育法施行規則に定める小・中学校等の1時間単位(45分又は50分)に準じていること。

※日本語指導が必要な児童生徒については、「特別の教育課程」の編成如何を問わず、必要に応じて指導計画を作成するなどして、教職員の連携の下、きめ細かな指導を行うことが望ましいのではないか。

## 2. 検討課題① 「特別の教育課程」による場合の指導者と指導の形態について

- 【論点】**
- ・「特別の教育課程」による場合の指導者をどのように考えるか。
  - ・地域人材、外部人材をどこまで活用するか。

### (参考) 前回の議論

- ・学校という場で、教育課程の中で指導することを示すためにも、主たる指導者は教員である必要がある。
- ・教職経験者という人材が加わることにより、指導の幅が広がるのではないか。
- ・在籍学級への「入り込み」指導や、課程外の指導では、地域人材・外部人材の協力を得ることは大いに考えられる。
- ・急な編・転入生にも対応できるよう、教育委員会で指導者を登録しておくなどの取組が必要である。



### 日本語指導担当教員(主たる指導者)

#### 教員、講師(常勤・非常勤を問わない。)

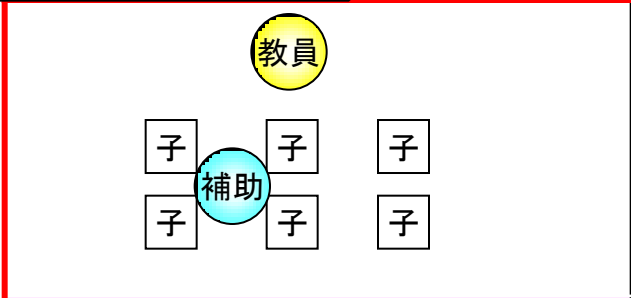
- ・設置者へ届出を行った指導計画に従って、「特別の教育課程」による指導を中心となるで行う。
- ※「日本語指導担当教員」とは、日本語指導の専任かどうかに関わらず、実際に日本語指導を行う教員等をいう。

### 指導補助者

#### 日本語指導の補助を行う支援者、教科学習指導の補助を行う支援者、 子どもの母語が分かる支援者

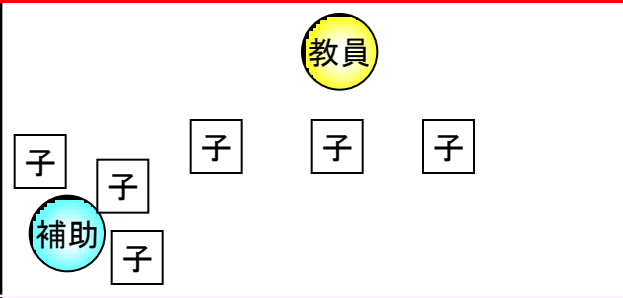
- ・主たる指導者が作成する指導計画に沿って、指導や支援の補助を行う
- ・子どもの母語が分かる指導補助者の場合は、通訳・翻訳等、母語による支援を行う  
また、母語により学校と保護者との連絡調整などを行う

# 指導形態の例



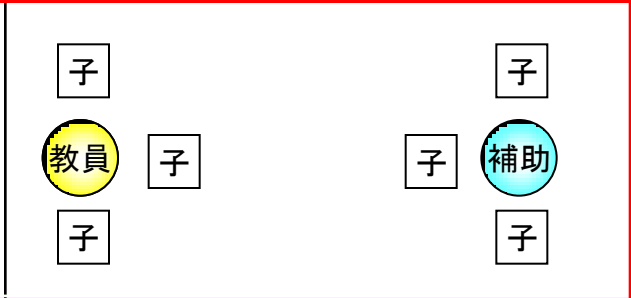
**【パターンA】**

- ・教員が全体の指導を行う。
- ・教員が作成した指導計画をもとに、指導補助者が、個別に学習内容について助言したり、必要に応じて母語による支援を行ったりする。



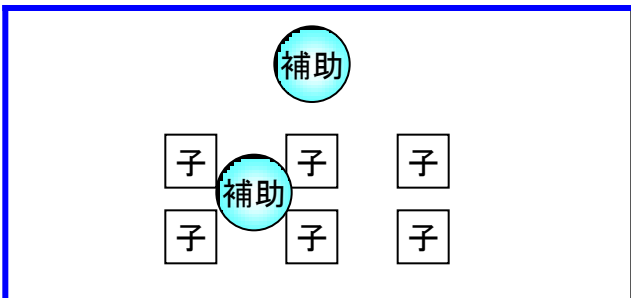
**【パターンB】**

- ・教員が作成した指導計画をもとに、同じ学習内容を指導しているが、1時間の授業の一部において、児童生徒の日本語能力等に応じてグループに分け、教員と指導補助者が分担して指導を行う。



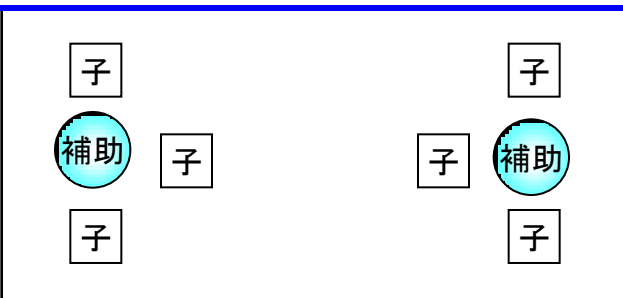
**【パターンC】**

- ・児童生徒の日本語能力等に応じてグループに分け、異なる学習内容を教員と指導補助者が分担して指導を行う。
- ・指導補助者は教員が作成した指導計画をもとに、教員が事前に準備した教材を使用するなどして指導を行い、教員は指導内容に責任を持つこととする。



**【パターンD】**

- ・指導補助者が全体の指導を行う。
- ・また別の指導補助者が、個別に学習内容について助言したり、必要に応じて母語による支援を行ったりする。



**【パターンE】**

- ・児童生徒の日本語能力等に応じてグループに分け、指導補助者が分担して指導を行う。

「特別の教育課程」として認める形態

「特別の教育課程」として認めない形態  
(※課外なら実施可能)

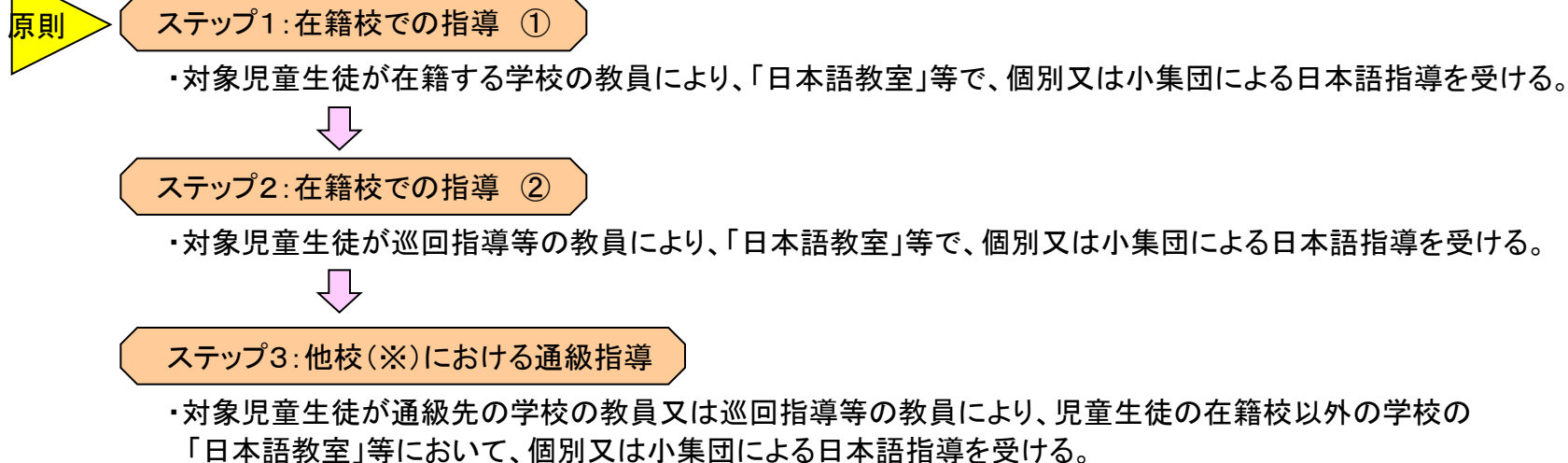
### 3. 検討課題② 「特別の教育課程」による指導の場所について

【論点】 ・「特別の教育課程」による指導を行う場所として、学校外を認めるかどうか。

#### (参考) 前回の議論

・日本語指導を行う体制については、

① まずは自校における指導が原則、② 自校で指導者が確保できない場合は巡回指導、③ ②でも対応できない場合は他校通級という、3ステップが必要である。



(※)通級先の教室は、原則各学校に設置されている教室とする。

ただし、センター校等に空き教室がない場合や、地理的条件等により通級教室として設置することが難しい場合は、教育委員会が運営要綱を作成するなどして定めるところにより、一定の条件の下(指導者として教員を配置すること等)、学校外の施設(教育委員会の関連施設等)を指導場所とすることができることとしてはどうか。

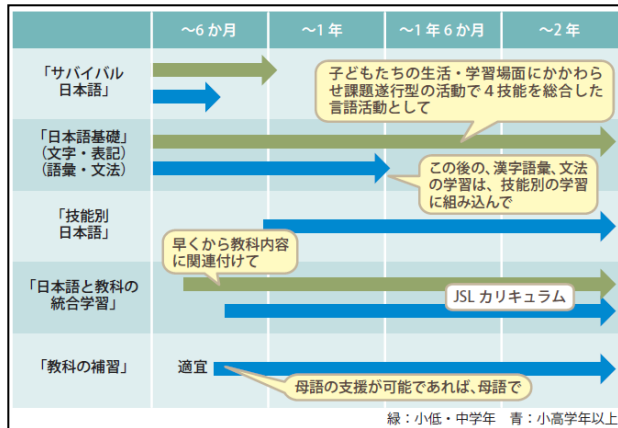
## 4. 検討課題③ 指導計画の必要性及びその在り方について

- 【論点】**
- ・指導計画の必要性をどのように考えるか。
  - ・指導計画には、どのような項目を記載すればよいか。

### (参考) 前回の議論

- ・『外国人児童生徒受入れの手引き』に掲載されている「コース設計」をイメージしてはどうか。
- ・指導計画については、初期指導の部分と教科指導の部分は分ける必要があるのではないか。
- ・特別支援教育において作成している指導計画が参考になるのではないか。

### 【参考: コース設計 プログラムの組み合わせ例】



(出典: 『外国人児童生徒受入れの手引き』P33)

### 【参考: 発達段階によるコース設計】

発達の段階	<言語習得の特徴>と<適した指導方法>
小学生・前半 (1～3年生程度)	<p>&lt;特徴&gt; 日常生活の日本語使用場面でシャワーのように自然な日本語を浴び、その表現を場面との関係で丸ごと覚える。</p> <p>&lt;指導方法&gt; 文法説明はあまり有効ではない。児童の生活に関連のある具体的な場面とともに日本語を聞き、その表現を繰り返し使って活動する経験を通して習得する。</p>
小学生・後半 (4～6年生程度)	<p>&lt;特徴&gt; 言語を分析する力が一定程度発達しており、具体的な場面での日本語使用例を聞いたり補助的な説明を受けたりして規則を理解することができる。</p> <p>&lt;指導方法&gt; 理解した日本語を実際の場面や興味のある内容に関連付けて使う経験を通して習得させる。</p>
中学生	<p>&lt;特徴&gt; 言語を分析する力や文法規則を応用して使用する力も発達しつつあり、用例と説明を受けて意味や規則を理解することができる。</p> <p>&lt;指導方法&gt; 理解した日本語を状況に合わせて使用する練習を通して運用力を高める</p>

(出典: 『外国人児童生徒受入れの手引き』P34)

### 【参考: コース設計例(一部) 小学6年生 フィリピンから来たBさんの場合】

(出典: 『外国人児童生徒受入れの手引き』P35)

プログラム	来日2か月(初期段階)	来日10か月(中期段階)	
「サバイバル日本語」	修学旅行(電車の乗り方)	—	
「日本語基礎」	語彙	電車に関連のある内容 駅名、新幹線、切符、ホーム	輸入、輸出
	文型	「～で、～に乗ります」 「～で、降ります」	受身表現(「このバナナはフィリピンから輸入されています」)
	文字	カタカナ ア行	1年の漢字、社会科「世界の中の日本」の漢字の読み
「日本語と教科の統合学習」	日本地図と地名	「世界の中の日本」フィリピンと日本	
その他	クラスでの自己紹介	フィリピンと日本の関係の発表	

(参考) 前回の議論 (前ページのつづき)

【参考:「特別支援教育の推進について」(平成19年4月1日付け19文科初第125号初等中等教育局長通知)(抜粋)】

3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

(4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

(5) 「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

※個別の指導計画の様式例

<例1>

- ・現在の実態を詳しく書き込むようになっている
- ・長期目標や主な指導の場と学期ごとの取り組みを分けて書き込んでいくようになっている。
- ・収集した実態を分析し、指導の方向性を検討するようになっている。

		(日 . . . 作成) 担任名	
氏名		生年月日	年 月 日 職 第 学年 組
現 在 の 実 態	課検査		
	子どもの願い		
	健康面		
	運動手先		
	学習態度		
	国語		
実 態	算数・数学		
	その他の教科		
	社会性・情緒課題等		
	実態の分析と指導の方向性		

		(Aタイプ)	
		今年度の目標(長期目標)	主な指導の場
学習面			
生活面			
社会性・情緒課題等			

( ) 学期の取り組み		
指導計画	指導結果	
学習面・生活面	変容と課題	
社会性・情緒課題	手立てについての評価	
具体的手立て	本学期の方向	
評価の観点		

## 「特別の教育課程」 具体化したイメージ(案)

・指導目標

・指導計画

日本語指導のイメージとして、指導目標例を示してはどうか。

### ▶ 初期指導

○指導目標 と ・具体的な表現例 (例)	
○健康で衛生的な生活を送るために、自分の体調について及び衛生面での状態を伝えることができる。	・先生、トイレいいですか。 / ・お腹、いたいです。
○安全な生活を送るために、必要な語彙を使うことができる。	・赤はとまれ、緑は進め。 / ・助けて！
○周囲の仲間との関係をつくるための表現を覚え、実行することができる。	・おはよう、さようなら。 / ・ありがとう、ごめん。 / ・ぼくも入れて。
○学校の生活を円滑におくるために、身の回りのことばを理解し、場面に応じて使うことができる。	・次、何の勉強？ 国語、算数、社会、理科・・・ / ・掃除、ぞうきん、ほうき

【参考:「サバイバル日本語」プログラム <観点別表現例>】 (出典:『外国人児童生徒受入れの手引き』P27)

### ▶ 教科学習に参加できる日本語能力の養成のための指導

	聞く力	話す力	読む力	書く力
例	教師の指示を聞き取り、次の活動に参加することができる。	経験したことであれば、順序よく説明することができる。	経験したことに関係のある文章を読み取ることができる。	～について、自分の考えを書き表すことができる。

※「在籍学級において日本語で各教科等の学習活動に参加できる」ために必要となる、各教科等に共通する日本語指導の目標を示してはどうか。

※発達段階又は来日後の期間に応じた目標が設定できないか。



## 「特別の教育課程」 具体化したイメージ(案)

・指導目標

・指導計画

指導計画の様式例(記入例も含む。)を示してはどうか。

【様式例(案)】

様子		記入者
日本語の習得状況	周りの人が言うことを真似て日本語を使おうとする。教師の指示等はゆっくり話してもまだ理解は難しい。	
母語の習得状況	日常会話程度のポルトガル語は話すことができるが、読み書きは難しい。	〇〇
進路希望	日本に定住予定のため、保護者は地元の公立中学校ののち、日本の高校へ進学させたい。	
その他特記事項		

指導目標	指導形態	指導記録	記入者
・学校生活で使うことばを中心に、理解し場面に応じて使えるようにする。 ・ひらがな・カタカナを読み書きできる。 ・身の回りの物の名前を書くことができる。	国際教室 (国語 5h)	・実物や写真、体験を通して、日常生活で使うことばを聞き取ったり、使ったり、書いたりする。 ・「見てください」「貸してください」などを場面に応じて使うことができた。 ・ひらがなで書かれた文は、ほぼ正しく音読することができる。(意味の分からないことばはある)。 ・身の回りの物の名前を日本語で言ったり、ひらがなで書いたりすることができる。 ・促音(「ゆっくり」等)を正しく表記するのは、ひとりではまだ難しい。	7/25 〇〇

＜記載する例＞

- ・誰が指導を行うか。  
→ 日本語指導担当者
- ・どこで指導を行うか。  
→ 日本語指導教室
- ・どれだけの時間、指導を行うか。  
→ 週4時間
- ・指導の手立てに対する評価。  
→ ~の手立ては有効であった。

等

「特別の教育課程」により指導を行おうとする場合は、必要事項(指導時数、指導場所、指導体制等)を盛り込んだ指導計画を作成し、設置者である教育委員会に届出を行うこととする。

# 5. 検討課題④ 「特別の教育課程」編成に関わる教育委員会と学校の役割について

【論点】 ・「特別の教育課程」の導入にあたり、教育委員会や学校に対して、それぞれの役割等をどのように示せばよいか。

一例

教育委員会	学校
4月	○日本語教室運営計画・指導計画について職員会議にて共通理解を図る ・時間割等指導体制、「特別の教育課程」を編成する児童生徒と指導時数など。
5月	○「特別の教育課程」実施報告書の集約 ①当該年度の「特別の教育課程」の編成児童生徒数 ②前年度の「特別の教育課程」による指導の実績
6月	※課程外の補充学習 ・教員又は指導補助者(ボランティアの活用を含む。)により、昼休み、放課後、休業日等を活用して実施。
7月	○1学期の学習評価及び2学期の指導計画の作成 ・日本語指導担当教員が指導補助者と情報交換のうえ、学習評価を行う。 ・担任と日本語指導担当教員が連携して、指導計画の見直しを行い、次期の指導計画を作成する。
8月	※課程外の学習会 ・教員又は指導補助者(ボランティアの活用を含む。)により、夏季休業中等を活用して実施。
9月	○「特別の教育課程」による指導
10月	○指導計画の作成と見直し ・日本語指導が必要な児童生徒への指導計画については、 ①来日直後は2週間ごとに、来日3か月日以降は3か月ごとにするなどの工夫をすること。 ②日本語の習得状況や学校生活への適応状況に合わせて、3か月に1回程度は、計画を再検討するとよい。
11月	○2学期の学習評価及び3学期の指導計画の作成
12月	○「特別の教育課程」による指導
1月	○指導計画の作成と見直し (参考:『外国人児童生徒受入れの手引き』)
2月	○年度末の学習評価、1年間の指導体制等の見直し
3月	○日本語指導が必要な児童生徒について、指導計画の作成及び指導体制の検討 ・担任と日本語指導担当教員が連携して、「特別の教育課程」による指導計画を作成するとともに、情報交換及び指導計画作成に向けた意見交換を、指導補助者とも十分行う。 ○次年度の「特別の教育課程」による実施について、教育委員会に届出。
4月	○次年度「特別の教育課程」実施計画の確認(年度末までに行う)

○対象児童生徒の把握  
5月の教育委員会への報告以降に  
①児童生徒の編入、転出入  
②児童生徒の学習状況  
などにより、「特別の教育課程」を編成する対象児童生徒に変更があった場合は、各学校で『特別の教育課程』実施報告書(毎年5月提出)をその都度更新すること。

○指導計画の作成と見直し  
・日本語指導が必要な児童生徒への指導計画については、  
①来日直後は2週間ごとに、来日3か月日以降は3か月ごとにするなどの工夫をすること。  
②日本語の習得状況や学校生活への適応状況に合わせて、3か月に1回程度は、計画を再検討するとよい。  
(参考:『外国人児童生徒受入れの手引き』)

## 6. 今後のスケジュール(案)

### 平成24年度

4月

「日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議」設置  
(平成24年4月11日初等中等教育局長決定)

4月24日

検討会議(第1回)

6~7月

都道府県・市町村・学校に対する意向等の調査

(本日)

検討会議(第2回)

秋頃

検討会議(第3回)

検討内容予定：①「特別の教育課程」の標準時数  
②学習評価の在り方 等

(検討会議における  
審議後)

- 学校教育法施行規則改正
- 「特別の教育課程」に係る告示制定
- 制度改正の周知
  - ・都道府県等への通知の発出
  - ・主管部課長会議等における制度改正の周知
  - ・Q&Aの作成・送付

新制度スタート